

令和 3 年 8 月 定例 総会

令和 3 年 8 月 6 日 開催

議 事 錄

土佐清水市 農業委員会

## 令和3年度第4回土佐清水市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和3年8月6日（金）午前10時～11時

2. 開催場所 土佐清水市役所 二階 第一會議室

3. 出席委員（12人）

会長	1番 上野 貴生
農業委員	2番 野老山卓男
	3番 尾崎 和代
	4番 池田 克彦
	5番 岡崎 直正

### 農地利用最適化推進委員

1番 安田 泰平
2番 弘田 好希
3番 田邊 昌一
4番 池 俊伸
5番 上野 清吉
7番 宮上 昌三
8番 岡田 弘重

4. 欠席委員（1人） 6番 坂本 直幸

5. 議事日程

議案第1号 農地法第5条の申請に係る意見の審議について

議案第2号 非農地証明の審議について

議案第3号 その他の件について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長兼農林水産課長	和泉 政彦
事務局係長兼農林水産課長補佐	岡田 哲治
事務局員	田邊 元寛
農林水産課農業係	山本 葵

議長  
(上野会長)

それでは、ただ今から土佐清水市農業委員会

8月定例総会を開会致します。

この際、本日の遅刻・欠席者につきまして、報告致します。

本日は坂本委員から欠席の連絡を受けております。

それでは議事に移ります。本日の議題は、

議案第1号 農地法第5条の申請に係る意見の審議について

議案第2号 非農地証明の審議について

議案第3号 その他の件について

以上の審議をお願いします。

なお、本日の議事録署名委員して

2番 野老山委員

3番 尾崎委員 の2名を指名致します。

それでは議事に移ります。発言の際には挙手の上、指名を受けてから発言をお願いします。

それでは、

議案第1号 農地法第5条の申請に係る意見の審議について

担当者の説明を求めます。

事務局（岡田）

はい。事務局。

1ページを開けてください。1ページからご説明します。

農地法第5条の申請に係る意見の審議についてです。

申請者の氏名、土地の所在地は記載のとおりで地目は登記簿、

現状、共に畠となっており、面積は190m<sup>2</sup>でございます。

転用の目的は住宅で、居住用建物を建てるための申請でございます。

資金の調達計画ですが、自己資金により建築すると確認しております。

参考ですが、土地の所有者が実の弟なので贈与により無償で取得するものとなっております。

2ページ目は位置図を添付しており、3ページ目は現況図となっております。

4ページ目は事業計画図と平面図です。

排水計画ですが、浄化槽からの水は、水色の矢印にて記載しております。

5ページ目は申請書に係る意見書です。

まず、農地の区分、その他の農地ですが、第2-1- (1) -カ- (ア) となっておりますが、6ページには、別表にて今回の農地の区分の説明を記載しておりますので参考にしていただければと思います。

農地転用に関する許可基準からみた意見書の所をご説明していきます。

申請土地が甲種農地、第1種農地または第2種農地である場合において、その農地を申請することがやむを得ないと認められるときはその理由の所ですが、周辺に3種農地を含む代替え地はないというところから、適當と判断しました。

資金力及び信用ですが、残高証明書にて確認、資金力もありましたので適當と判断致しました。

4番です。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性ですが、計画に無理なく、関係機関との協議が整っているため確実と判断いたしました。

5番です。建築確認申請中と確認しておりますので、確実と判断いたしました。

6番の農地以外の土地の利用見込みですが、宅地として使用す

るということで確実と判断いたしました。

7番の計画の妥当性ですが先ほど図面等で確認しました様に書類等もすべて揃っていますので適當と判断致しました。

9番の周辺農地の営農条件ですが、周辺にはほとんど農地はありません。

ほとんど宅地でありますので、支障なしと判断致しました。

10番の一時転用ではない為、適當と判断致しました。

右側の欄を見てください。申請は、7月19日に出てきました。農業委員会では7月20日に受け取り、本日皆さんにご審議いただき、意見書を持って知事に申請するという形を取っていきたいと思います。

下の方に移ります。申請に係る土地と都市計画との関係ですが、計画区域内と判断しました。

農業振興地域外で、農用地域区域外と判断しました。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長  
(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明等あればお願いします。

岡田委員

1件、今建てていて、奥に1件今立っている状態で、3件並ぶようになりますが、排水等は許可が出ているようですし、家が建ったからと言って困る農地はありません。山の上ですからね。大丈夫だと思います。

議長  
(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

ないようですので、これより審議に移ります。

議案第1号 農地法第5条の申請に係る意見の審議について  
議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求め  
ます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認致します。

それでは、

議案第2号 非農地証明の審議について  
の審議を行います。担当者の説明を求めます。

事務局（岡田）

はい。事務局。10 ページを開けてください。

非農地証明の審議でございます。

申請人は記載のとおりでございます。

申請地は中浜、山ノナリ、地目は畠、面積は 339 m<sup>2</sup>となって

おります。

申請理由ですが、足摺岬公園線の中浜道路ができた平成 6 年

に居宅を新築して現在まで生活されています。地目が畠のま

まとなっているので宅地に変更したいということです。

非農地証明ですが、人工的に転用した土地で転用行為から 20

年以上経過していないと非農地証明は認められません。

今回の案件は建てたのが平成 6 年で、20 年以上経過している

ので地目を畠から宅地に変えてくださいという議案でござい

ます。

11、12 ページに位置図、現地写真を載せております。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

（上野会長）

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

ないようですので、これより採決に移ります。

#### 議案第2号 非農地証明の審議について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認致します。

#### 議案第3号 その他の件について

定例総会の開催時間の変更についてです。

今現行でやっている10時から15時に変更したらどうかという依頼がきておりますので、ご審議お願いします。

意見等ありませんでしょうか。

弘田委員

時間の都合で出席できない委員がおるなら、変更したらいいと思う。そうせんといかん。

皆出席して、審議することによって会議に意味があるもんね。

安田委員

収穫が朝行うものが多くて、私自身オクラと小松菜を栽培していますが、朝2品目収穫するとなると10時からの会議に遅れることが出たり、出席できないということが多くなると思い、ご相談させていただきました。

今回、役員をさせてもらってなるべく出席はしたいので、時間変更をしていただけととても動きやすいので助かります。

議長  
(上野会長)

他にございませんか。

それでは、時間変更の議案について賛成の委員皆さんの挙手を求めます。

挙手全員。よって次回より15時からの開催となります。

次回の定例総会は令和3年9月10日(金)15時から  
会場は土佐清水市役所第一会議室で行います。

その他に何か意見はございませんか？

ないようでしたら、これをもって8月定例総会を閉会と致します。